

X i サービス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p>第 1 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 1～別表 9 (略)</p> <p>附 則 (平成 29 年 2 月 28 日経企第 1736 号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成 29 年 3 月 3 日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 (その他)</p> <p>3 経企第 677 号 (平成 28 年 8 月 3 日) の附則を次のように改めます。</p> <p>(1) 第 3 項中、「 F O M A 契 約 ( F O M A サービス契約約款に規定するものをいい、その F O M A 契 約 において当社が定める端末設備を、その購入があった日から起算して当社が別に定める期間、利用していると当社が認めるものに限ります。) の解除」を「 F O M A 契 約 ( F O M A サービス契約約款に規定するものをいい、その F O M A 契 約 において当社が定める端末設備を、その購入があった日から起算して当社が別に定める期間、利用していると当社が認めるものに限ります。) 又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス (当社が別に定めるものに限ります。以下この附則において同じとします。) の契約の解除」に改めます。</p> <p>(2) 第 4 項を次のように改めます。</p> <p>4 当社は、はじめてスマホ割キャンペーンの適用に係る申出があったときは、その申出を行った X i 契 約 者 に 係 る X i が、その X i 契 約 の締結と同時に、次の(1)から(3)に定める条件を満たしていることを当社が確認した場合に限り、その申出を承諾します。</p> <p>(1) 当社と定期契約を締結している X i 契 約 に 係 る 物 事 であること又は料金表第 1 表第 1 の 1 の(2)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けていること。</p> <p>(2) データ定額パックを選択すること又は共有対象回線 (料金表第 1 表第 3 (通信料) の 1 (適用) の(8)の 3 に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。) であること。</p> <p>(3) 携帯電話・ P H S 番 号 ポータビリティ (第 10 条 (契約者識別番号) に規定するものをいいます。) を利用して当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスの契約の解除と同時に新たに X i 契 約 を締結したこと。(当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスの契約の解除と同時に新たに X i 契 約 を締結した者に限ります。)</p>	<p>第 1 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 1～別表 9 (略)</p>